平成２２年（フ）第４３０号
福岡県うきは市吉井町546番地１
債務者　築地原　巧
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県八女郡広川町大字広川2214番地２
債務者　山下　照代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３０号
長崎県壱岐市勝本町勝本浦156番地２、旧住所長崎県壱岐郡芦辺町芦辺浦327番地
債務者　篠﨑　豊子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第２５９号
宮崎県都城市山之口町花木2228番地１
債務者　山元ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第５２１号
沖縄県浦添市内間２丁目23番43号
債務者　平川ひろみ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９９号
青森県八戸市売市３丁目13番18号　グリーンコーポ後村101号、前住所青森県八戸市大字田面木字山道下21番地13
債務者　田中　良子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
茨城県鹿嶋市大字宮津台184番地41ＴＳかしまＤ201
債務者　前田　孝樹
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５３号
茨城県鹿嶋市大字宮中5281番地１箕輪住宅505
債務者　落合ゆり子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５４号
茨城県神栖市日川1272番地
債務者　糸川　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５８号
茨城県潮来市須賀南149番地４
債務者　井村　利和
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１０６４号
京都府宇治市大久保町平盛91番地の１　府営西大久保団地40棟204号
債務者　里宮　健一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１６号
京都府宇治市明星町４丁目３番地の９
債務者　豊山　千恵
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５４号
京都府八幡市男山香呂５番地　Ａ41―105
債務者　小崎千鶴代
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７２号
京都府木津川市梅美台１丁目５番地１　リビングタウン梅美台Ｂ―103号
債務者　小池　保子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５３号
京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町７番地１　ライオンズマンション東洞院506号
債務者　二代目彫艶こと　藤井　佳代
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５５号
京都市右京区花園中御門町８番地17
債務者　新田　康昭
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７２号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地の１　松ノ木町団地１棟1102号
債務者　天野　央之
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係